

事 務 連 絡  
平成 29 年 11 月 15 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく  
障害福祉サービス等の受給申請に係る難病患者の取扱いについて

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、深く御礼申し上げます。

難病患者に対しては、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）の規定に基づいて医療費助成が行われていますが、難病に罹患していても、病状の程度が医療費助成の対象となる程度ではない等の理由により、医療費助成の対象とはならない場合があります。

一方、医療費助成の対象とならない難病患者であっても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害福祉サービス等（※）の受給申請を行うことができることから、今般、「特定医療費の支給認定について」（平成 26 年 12 月 3 日付け健発 1203 第 1 号厚生労働省健康局長通知）の別紙（特定医療費支給認定実施要綱）が別添のとおり改正されました。

当該改正により、平成 30 年 1 月 1 日から、障害福祉サービス等の受給申請を行う際に、特定医療費支給認定実施要綱別紙様式第 4 号（難病医療費助成の却下通知）を、診断書等に代えて、当該却下通知に記載されている指定難病に罹患していることを示す証明として使用できることとなります。

当該通知の記載内容等に疑義が生じた場合等には、通知を発出した都道府県の難病対策担当課等まで御照会ください。

つきましては、当該却下通知の適正な取扱いについて、御配慮をお願いするとともに、貴管内市町村にも周知いただきますよう、お願いいたします。

※障害福祉サービス等：

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業（障害児の場合は児童福祉法に規定する障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援を含む。）